

平成30年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果と国保税率の改定について

国から示された係数等をもとに、県が算定した結果は下表のとおりである。

1 国民健康保険事業費納付金

納付金は、県全体に占める各市町村の医療費や所得の状況、国保加入者の人数及び世帯数に基づいて算出される。
本市は、県内において、医療費水準及び所得水準が高く被保険者数も多い状況であるため、県平均よりも高い負担となっている。

(H30. 2. 9 県公表予定)

区 分	納付金額	1人あたり 納付金額	1人あたり納付 金額の県平均
医療給付費分	6,962,513 千円	126,483 円	121,219 円
後期支援金分	2,152,776 千円		
介護納付金分	864,521 千円		
合 計	9,979,810 千円		

※本表では退職被保険者分を含んでいない

[留意点]

①平成31年度までは現行どおり、市町村ごとに前期高齢者交付金や後期高齢者支援金等の過年度精算が行われるため、本来の納付金額から369,747千円減算されている。

②今回、本市は「国による暫定措置分」と「県繰入金（1号交付金）」を市町村に充てる、国県による激変緩和措置の対象となっている。本来の納付金額から393,155千円減算されている。

※激変緩和措置は徐々に縮小されるものとされており、平成31年度以降の取扱いは、県と市町村の協議のもと、具体的に決定される予定である。

2 市町村標準保険料率 《県で公表》～県内35市町村比較用～

県内一律の算定基準により市町村ごとの税率（額）を算定し、各市町村が国保税率を決定する際の参考とする。
本市分は、標準的な収納率88.5%で算定されている。

算定方式	医療給付費分	3方式（所得割・均等割・平等割）
	後期支援金分	3方式（所得割・均等割・平等割）
	介護納付金分	3方式（所得割・均等割・平等割）

本市

区 分		税率等	
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割	6.81%
	応益割	均等割	27,508円
		平等割	20,078円
後期支援金分	応能割	所得割	2.46%
	応益割	均等割	9,958円
		平等割	7,268円
介護納付金分 (40歳～64歳)	応能割	所得割	2.39%
	応益割	均等割	12,480円
		平等割	5,933円

[留意点]

本市の算定結果は、賦課限度額を超える部分に相当する所得額が実際よりも少なくなっており、市町村標準保険料率どおりに賦課・徴収しても、必要な国保税額が確保できるとは限らない。→ 国は、標準保険料率が「参考料率」としての粒度が荒く、目標とするには改善が必要なことを認めており、将来的に解決策を検討するとしている。

3 市町村標準保険料率（市町村算定方式）

各市町村の算定方式に合わせて算定された市町村標準保険料率

算定方式	医療給付費分	3方式（所得割・均等割・平等割）
	後期支援金分	2方式（所得割・均等割）
	介護納付金分	2方式（所得割・均等割）

本市

区 分		現行税率	標準保険料率	差 引	
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割	8.00%	7.08%	△0.92%
	応益割	均等割	25,200円	27,463円	2,263円
		平等割	28,800円	19,249円	△9,551円
後期支援金分	応能割	所得割	2.00%	2.61%	0.61%
	応益割	均等割	7,200円	14,152円	6,952円
介護納付金分 (40歳～64歳)	応能割	所得割	1.86%	2.38%	0.52%
	応益割	均等割	12,960円	18,019円	5,059円

[留意点]

賦課限度額を超える部分に相当する所得額が、実際よりも少なめに算定されないことがないよう、各市町村で独自に算定した所得額が使用されている。

(参考)

4 都道府県標準保険料率 《国で公表》

全国統一の算定基準のもと算定された本県の標準保険料率

算定方式	医療給付費分	2方式(所得割・均等割)
	後期支援金分	2方式(所得割・均等割)
	介護納付金分	2方式(所得割・均等割)

群馬県

区 分		標準保険料率	
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割	6.57%
	応益割	均等割	37,339円
後期支援金分	応能割	所得割	2.50%
	応益割	均等割	14,145円
介護納付金分 (40歳～64歳)	応能割	所得割	2.16%
	応益割	均等割	16,099円

平成30年度国保税率の改定について

(1) 税率改定の考え方

①平成30年度から国保財政運営が都道府県単位で行われることに伴い、本市国保税率の設定は、「標準的な収納率」を前提として算定された「市町村標準保険料率（市町村算定方式）」を「本市予定収納率」に換算した税率とすることを、原則とする。

⇒ H30 標準保険料率（%、円）×（標準的な収納率 88.5% ÷ 予定収納率（現年度課税分） 95.0%）

②上記①の考え方を原則としながらも、できる限り応能応益割合（%）を50：50に近づけた（少なくとも応能≧応益となる）税率を、実際の改定案とする。

③新たな国保制度の安定的な財政運営が確認できるまで、当面は現行どおりの予備費（150,000 千円）の設定とし、標準保険料率では予備費分を含んでいないため、国保税率に上乘せせず、国保基金からの繰入れで賄うこととする。（予備費は、将来的には国の通知（技術的助言）のとおり、必要最小限の予算規模としたい。）

(2) 税率改定（案）

区 分		現行税率	税率改定案	比 較	
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割	8.0%	6.8%	△1.2%
	応益割	均等割	25,200 円	24,600 円	△600 円
		平等割	28,800 円	16,800 円	△12,000 円
後期支援金分	応能割	所得割	2.0%	2.5%	0.5%
	応益割	均等割	7,200 円	13,200 円	6,000 円
介護納付金分 (40歳～64歳)	応能割	所得割	1.86%	2.5%	0.64%
	応益割	均等割	12,960 円	15,600 円	2,640 円

◎1人あたり及び1世帯あたり平均課税額

区 分		現行税率	税率改定案	比 較
1人あたり(円)	年税額	87,468円	85,416円	△2,052円 (△2.35%)
	月 額	7,289円	7,118円	△171円
1世帯あたり(円)	年税額	143,516円	140,149円	△3,367円 (△2.35%)
	月 額	11,960円	11,679円	△281円

※改正後の税額は平成30年1月15日現在のデータをもとに試算した結果である。

※実際の国保税負担額は、各人の所得や世帯の状況により異なるが、参考までに「所得階層別の賦課モデル」は、9～12ページのとおりとなっている。

◎税率改定に伴う軽減額の変更

区 分		現行税率	税率改定案	比 較	
医療給付費分 (基礎課税額)	被保険者 均等割額	7割軽減世帯	17,640円	17,220円	△420円
		5割軽減世帯	12,600円	12,300円	△300円
		2割軽減世帯	5,040円	4,920円	△120円
	世帯別 平等割額	7割軽減世帯	20,160円	11,760円	△8,400円
		5割軽減世帯	14,400円	8,400円	△6,000円
		2割軽減世帯	5,760円	3,360円	△2,400円
後期支援金分	被保険者 均等割額	7割軽減世帯	5,040円	9,240円	4,200円
		5割軽減世帯	3,600円	6,600円	3,000円
		2割軽減世帯	1,440円	2,640円	1,200円
介護納付金分	被保険者 均等割額	7割軽減世帯	9,080円	10,920円	1,840円
		5割軽減世帯	6,480円	7,800円	1,320円
		2割軽減世帯	2,600円	3,120円	520円

※軽減額とは、本来の均等割額・平等割額から差し引きする金額のこと

(3) 市町村が保有する国保基金について

国は、できる限り国保基金を保有し、納付金の支払い等のため計画的に活用すべきとしている。

平成28年度決算で、本市の1人当たり基金保有額(22,843円)は県平均(24,786円)より少なく、県内35市町村中16番目である。新たな国保制度では決算剰余金が生じにくく、また、国県による激変緩和措置が徐々に縮小されることから市民負担の上昇抑制に備えるとともに、国保特会の健全運営のため確保が必要である。

国保基金残高：1,972,589千円(平成30年1月末現在)*H28決算と同額

(参考) 本市の現状

○費用額は相対的に高い。

平成28年度1人当たり費用額 340,060円

県内12市中**4位**

○所得額は相対的に高い。

平成29年度国保税当初賦課時1人当たり所得額 801,193円

県内12市中**3位**

○国保税収納率は相対的に高い。

平成28年度国保税現年課税分収納率 95.5%

県内12市中**3位**

中核市48市中**1位**

○1人当たり基金保有額は県平均より低い。

平成28年度1人当たり基金保有額 本市：22,843円(県平均：24,786円)

県内12市中**5位**

県内35市町村中**16位**

所得階層別賦課モデル

平成29年3月末日における国保世帯の平均加入者数が
1.66人のため、**2人世帯をモデル世帯**としたもの。

【2人世帯(40歳未満あるいは65歳以上の人のみ)】 国保税額＝医療給付費分＋後期支援金分 H30.1.19時点で約11,500世帯(76.8%)

区 分	現 行	改 定 後				増減額	増減率
	年税額合計	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	年税額合計		
7割軽減世帯 所得33万円	28,000円	19,800円	7,900円	0円	27,700円	-300円	-1.07%
5割軽減世帯 所得50万円	63,800円	44,500円	17,400円	0円	61,900円	-1,900円	-2.98%
2割軽減世帯 所得100万円	141,800円	98,300円	37,800円	0円	136,100円	-5,700円	-4.02%
所得200万円世帯	260,600円	179,500円	68,100円	0円	247,600円	-13,000円	-4.99%
所得300万円世帯	360,600円	247,500円	93,100円	0円	340,600円	-20,000円	-5.55%
所得400万円世帯	460,600円	315,500円	118,100円	0円	433,600円	-27,000円	-5.86%
所得500万円世帯	560,600円	383,500円	143,100円	0円	526,600円	-34,000円	-6.06%
所得600万円世帯	660,600円	451,500円	168,100円	0円	619,600円	-41,000円	-6.21%
所得700万円世帯	687,800円	519,500円	190,000円	0円	709,500円	21,700円	3.15%
所得800万円世帯	707,800円	540,000円	190,000円	0円	730,000円	22,200円	3.14%
所得900万円世帯	727,800円	540,000円	190,000円	0円	730,000円	2,200円	0.30%

*2人のうち1人のみに所得がある場合

【2人世帯(40歳以上65歳未満の人のみ)】 国保税額＝医療給付費分＋後期支援金分＋介護納付金分

約3,500世帯(23.2%)

区分	現行	改定後					
	年税額合計	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	年税額合計	増減額	増減率
7割軽減世帯 所得33万円	35,700円	19,800円	7,900円	9,300円	37,000円	1,300円	3.64%
5割軽減世帯 所得50万円	79,900円	44,500円	17,400円	19,800円	81,700円	1,800円	2.25%
2割軽減世帯 所得100万円	174,900円	98,300円	37,800円	41,700円	177,800円	2,900円	1.66%
所得200万円世帯	317,500円	179,500円	68,100円	72,900円	320,500円	3,000円	0.94%
所得300万円世帯	436,100円	247,500円	93,100円	97,900円	438,500円	2,400円	0.55%
所得400万円世帯	554,700円	315,500円	118,100円	122,900円	556,500円	1,800円	0.32%
所得500万円世帯	673,300円	383,500円	143,100円	147,900円	674,500円	1,200円	0.18%
所得600万円世帯	791,900円	451,500円	168,100円	160,000円	779,600円	-12,300円	-1.55%
所得700万円世帯	837,700円	519,500円	190,000円	160,000円	869,500円	31,800円	3.80%
所得800万円世帯	867,800円	540,000円	190,000円	160,000円	890,000円	22,200円	2.56%
所得900万円世帯	887,800円	540,000円	190,000円	160,000円	890,000円	2,200円	0.25%

*2人のうち1人のみに所得がある場合

(参考)目安収入金額

	給与年間収入	65歳未満年金収入	65歳以上年金収入
所得 33万円	98万円	103万円	153万円
所得 50万円	115万円	120万円	170万円
所得100万円	167万円	184万円	220万円
所得200万円	312万円	317万円	320万円
所得300万円	443万円	446万円	446万円
所得400万円	568万円	563万円	563万円
所得500万円	689万円	681万円	681万円
所得600万円	800万円	796万円	796万円
所得700万円	912万円	901万円	901万円
所得800万円	1,020万円	1,006万円	1,006万円
所得900万円	1,120万円	1,112万円	1,112万円

所得階層別賦課モデル

国保世帯において1人世帯が一番多いため、試算したもの
(H30.1.19時点では、全世帯数のうち1人世帯が56.7%)

【1人世帯(40歳未満あるいは65歳以上の人)】

国保税額＝医療給付費分＋後期支援金分

約18,000世帯(63.6%)

区 分	現 行	改 定 後				増減額	増減率
	年税額合計	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	年税額合計		
7割軽減世帯 所得33万円	18,300円	12,400円	3,900円	0円	16,300円	-2,000円	-10.93%
5割軽減世帯 所得50万円	47,600円	32,200円	10,800円	0円	43,000円	-4,600円	-9.66%
2割軽減世帯 所得100万円	115,900円	78,600円	27,300円	0円	105,900円	-10,000円	-8.63%
所得200万円世帯	228,200円	154,900円	54,900円	0円	209,800円	-18,400円	-8.06%
所得300万円世帯	328,200円	222,900円	79,900円	0円	302,800円	-25,400円	-7.74%
所得400万円世帯	428,200円	290,900円	104,900円	0円	395,800円	-32,400円	-7.57%
所得500万円世帯	528,200円	358,900円	129,900円	0円	488,800円	-39,400円	-7.46%
所得600万円世帯	628,200円	426,900円	154,900円	0円	581,800円	-46,400円	-7.39%
所得700万円世帯	680,600円	494,900円	179,900円	0円	674,800円	-5,800円	-0.85%
所得800万円世帯	700,600円	540,000円	190,000円	0円	730,000円	29,400円	4.20%
所得900万円世帯	720,600円	540,000円	190,000円	0円	730,000円	9,400円	1.30%

【1人世帯(40歳以上65歳未満の人)】

国保税額＝医療給付費分＋後期支援金分＋介護納付金分

約10,000世帯(36.4%)

区 分	現 行	改 定 後					
	年税額合計	医療給付費分	後期支援金分	介護納付金分	年税額合計	増減額	増減率
7割軽減世帯 所得33万円	22,100円	12,400円	3,900円	4,600円	20,900円	-1,200円	-5.43%
5割軽減世帯 所得50万円	57,200円	32,200円	10,800円	12,000円	55,000円	-2,200円	-3.85%
2割軽減世帯 所得100万円	138,700円	78,600円	27,300円	29,200円	135,100円	-3,600円	-2.60%
所得200万円世帯	272,200円	154,900円	54,900円	57,300円	267,100円	-5,100円	-1.87%
所得300万円世帯	390,800円	222,900円	79,900円	82,300円	385,100円	-5,700円	-1.46%
所得400万円世帯	509,400円	290,900円	104,900円	107,300円	503,100円	-6,300円	-1.24%
所得500万円世帯	628,000円	358,900円	129,900円	132,300円	621,100円	-6,900円	-1.10%
所得600万円世帯	746,600円	426,900円	154,900円	157,300円	739,100円	-7,500円	-1.00%
所得700万円世帯	817,600円	494,900円	179,900円	160,000円	834,800円	17,200円	2.10%
所得800万円世帯	856,200円	540,000円	190,000円	160,000円	890,000円	33,800円	3.95%
所得900万円世帯	880,600円	540,000円	190,000円	160,000円	890,000円	9,400円	1.07%

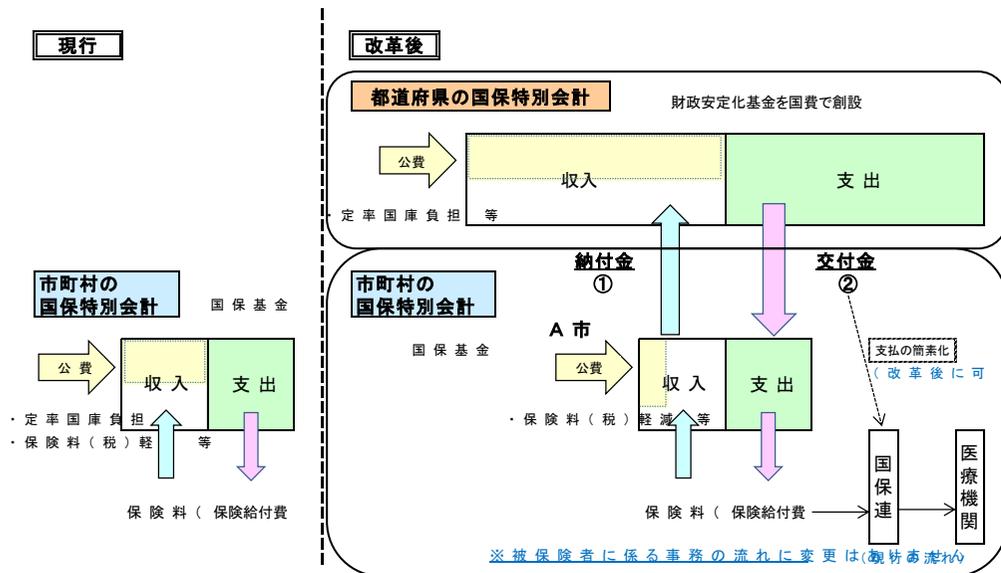
(参考) 目安収入金額

	給与年間収入	65歳未満年金収入	65歳以上年金収入
所得 33万円 →	98万円	103万円	153万円
所得 50万円 →	115万円	120万円	170万円
所得100万円 →	167万円	184万円	220万円
所得200万円 →	312万円	317万円	320万円
所得300万円 →	443万円	446万円	446万円
所得400万円 →	568万円	563万円	563万円
所得500万円 →	689万円	681万円	681万円
所得600万円 →	800万円	796万円	796万円
所得700万円 →	912万円	901万円	901万円
所得800万円 →	1,020万円	1,006万円	1,006万円
所得900万円 →	1,120万円	1,112万円	1,112万円

参考

新たな国保財政の仕組み

(厚生労働省資料より)



平成30年4月からは、県が国保財政運営の責任主体となり、毎年度、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金(①)(以下「納付金」という)を決定し、市町村に納付させる。その代わりに、県は、保険給付費のうち、療養諸費・高額療養費・移送費に必要な費用を全額、市町村に保険給付費等交付金(②)(以下「交付金」という)として支払う。

市町村は、納付金(①)のほか、財政安定化基金拠出金(災害時等に本市が財政安定化基金交付金の交付を受けた場合に後年度拠出するもの)や、予備費・葬祭費・保健事業費といった「交付金(②)の対象ではない費用」を賄うため、県から示された標準保険料率を参考に国保税率を決定し、賦課・徴収を行うことになる。

※新たな国保制度のもと、国保税率を県下で統一することも可能としているが、本県では、当面は市町村独自で国保税率を設定することとし、将来的な統一を目指して、今後も県と市町村とで協議することとしている。

平成30年度以降の市町村国保特別会計の概要

歳入

予算科目(款)	変更点等
1 国民健康保険税	
2 一部負担金	
3 国庫支出金	災害臨時特例補助金のみ
4 県支出金	*保険給付費等交付金、財政安定化基金交付金を含む
5 財産収入	
6 繰入金	
7 繰越金	
8 諸収入	
9 市債	

※療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金はH30廃止

歳出

予算科目(款)	変更点等
1 総務費	
2 保険給付費 (項) 1 療養諸費 *	*保険給付費等交付金対象
2 高額療養費 *	
3 移送費 *	
4 出産育児諸費	
5 葬祭諸費	
3 国民健康保険事業費 納付金	新設
4 共同事業拠出金	年金受給者一覧表の係る事務費分のみ
5 財政安定化基金拠出 金	新設
6 保健事業費	
7 基金積立金	
8 公債費	
9 諸支出金	
10 予備費	

※後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金はH30廃止

(参考)

県支出金のうち「保険給付費等交付金」は、保険給付費のうち * 印の分を全額賄う「普通交付金」と、保険者の医療費適正化努力等に対する「保険者努力支援分」「特別調整交付金分」「県繰入金(2号分)」などの「特別交付金」で構成されます。

国民健康保険運営協議会委員の定数の改正について

1 改正の理由

平成30年度から、国民健康保険の財政運営が都道府県単位となることに併せて、本市の国民健康保険運営協議会の委員の定数を見直ししようとするもの。

2 改正の内容

前橋市国民健康保険運営協議会の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の定数をそれぞれ4人（現行6人）に改めようとするもの。

なお、経過措置として、国民健康保険法施行令で定める委員の任期の規定に合わせ、現委員の任期満了日〔平成31（2019）年5月31日〕までは、現行の委員の定数のままとする。

3 施行期日

平成30年4月1日

（参考）

群馬県国民健康保険運営協議会

〔主な審議事項〕

国民健康保険事業費納付金の徴収
国保運営方針の作成
その他の重要事項

〔現行の委員定数〕

被保険者を代表する委員	4人
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	4人
公益を代表する委員	4人
被用者保険等保険者を代表する委員	2人

前橋市国民健康保険運営協議会

保険給付
保険料（税）の徴収
その他の重要事項

被保険者を代表する委員	6人
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	6人
公益を代表する委員	6人
被用者保険等保険者を代表する委員	2人

国民健康保険税基礎課税分課税限度額の改正について

1 改正の理由

国民健康保険税の課税限度額の改正などが盛り込まれた平成30年度税制改正大綱が、平成29年12月22日に閣議決定された。

政府は被保険者間の税負担の公平性の確保及び低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、今年度中に地方税法施行令を改正する方針であることから、本市の国民健康保険税の課税限度額を政令に合わせて改正するもの。

なお、今回の改正は、政令が改正された後に改める。

2 改正の内容

国民健康保険税の基礎課税分（医療給付費分）に係る課税限度額を、現行の54万円から58万円に、改めようとするもの。（後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に係る課税限度額については改正なし。）

3 施行期日

平成30年4月1日

区 分	基礎課税分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分 (40歳～64歳)	合 計
現 行	54万円	19万円	16万円	89万円
改正後	58万円 (+4万円)	19万円 (±0万円)	16万円 (±0万円)	93万円 (+4万円)

〈課税限度額に達する目安〉 ※給与収入を有する単身世帯の場合

1 現行税率の場合

区 分	年 収 (所 得)			
	基礎課税分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
現 行	845万円 (641万円)	1,167万円 (947万円)	1,044万円 (824万円)	1,167万円 (947万円)
改正後	901万円 (691万円)	1,167万円 (947万円)	1,044万円 (824万円)	1,167万円 (947万円)

2 税率改定後の場合

区 分	年 収 (所 得)			
	基礎課税分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合 計
現 行	985万円 (767万円)	957万円 (741万円)	812万円 (611万円)	985万円 (767万円)
改正後	1,046万円 (826万円)	957万円 (741万円)	812万円 (611万円)	1,046万円 (826万円)

4 法令上等の規定

地方税法

第 703 条の 4 (一部抜粋)

11 基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

19 後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

27 介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

地方税法施行令 【現行】

第 56 条の 88 の 2 法第 703 条の 4 第 11 項に規定する政令で定める金額は、54 万円とする。

2 法第 703 条の 4 第 19 項に規定する政令で定める金額は、19 万円とする。

3 法第 703 条の 4 第 27 項に規定する政令で定める金額は、16 万円とする。

改正予定



前橋市国民健康保険税条例 【現行】

第2条 (一部抜粋)

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

改正予定

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

<課税限度額とは>

- 国民健康保険においては、納めた国保税の多少に関わらず、医療機関で受診した場合に、誰もが等しく給付を受ける権利があることから、国保税は負担能力があるからといって無制限にとるわけにはいかない。つまり、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要から、課税の最高限度額を地方税法等で規定し、その範囲内において市町村の条例で最高限度額を規定することによって、被保険者負担の上限を抑える手法をとっている。
- この課税限度額を超える条例規定は、当然違法となるが、昨今の医療費等の増嵩の中、最高限度額を抑えることは低中所得者層に負担を強いる結果となることから、地方税法の規定の趣旨を尊重し、最高限度額を法令に定める額のとおり規定することが望ましいとされている。

5 課税限度額の経過

本市では、政令に合わせて課税限度額を設定、改正してきている。

年度	基礎課税 限度額	後期高齢者 支援金等課 税限度額	介護納付金 課税限度額	説 明
12	53万円		7万円	H12 介護保険制度創設に伴い地方税法等が改正され、介護納付金分課税限度額を7万円に設定した。
		(中 略)		
19	56万円	—	9万円	H19 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を56万円に改めた。
20	47万円	12万円	9万円	H20 後期高齢者医療制度創設に伴い地方税法等が改正され、基礎課税限度額を47万円に改めるとともに、後期高齢者支援金等課税限度額を12万円に設定した。
21	47万円	12万円	10万円	H21 地方税法施行令の改正に伴い、介護納付金課税限度額を10万円に改めた。
22	50万円	13万円	10万円	H22 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を50万円に改めるとともに、後期高齢者支援金等課税限度額を13万円に改めた。
23	51万円	14万円	12万円	H23 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を51万円、後期高齢者支援金等課税限度額を14万円、介護納付金課税限度額を12万円に改めた。
26	51万円	16万円	14万円	H26 地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税限度額を16万円に改めるとともに、介護納付金課税限度額を14万円に改めた。
27	52万円	17万円	16万円	H27 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を52万円、後期高齢者支援金等課税限度額を17万円、介護納付金課税限度額を16万円に改めた。
28	54万円	19万円	16万円	H28 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を54万円、後期高齢者支援金等課税限度額を19万円に改めた。

低所得世帯に対する国民健康保険税軽減基準の改正について

1 改正の理由

世帯の所得が一定金額以下の場合には、国保税のうち均等割額・平等割額の7割、5割又は2割を軽減している。今回、経済動向等を踏まえて、平成30年度税制改正大綱に軽減判定の基準額引上げが盛り込まれた。政府においては、今年度中に地方税法施行令を改正する方針であることから、改正後、政令にあわせて本市条例で定める軽減基準を改めようとするもの。

2 改正の内容

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の27万円から27万5千円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行の49万円から50万円に、改めようとするもの。

3 施行期日

平成30年4月1日

① 5割軽減

区 分	軽減対象となる世帯所得の基準 (世帯主+国保加入者+特定同一世帯所属者の前年総所得金額等)
現 行	33万円+ <u>27万円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例)3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収98万円超 <u>188.7万円</u> 以下が対象
改正後	33万円+ <u>27万5千円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例)3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収98万円超 <u>190.7万円</u> 以下が対象

② 2割軽減

区 分	軽減対象となる世帯所得の基準 (世帯主+国保加入者+特定同一世帯所属者の前年総所得金額等)
現 行	33万円+ <u>49万円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例)3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収 <u>188.7万円</u> 超 <u>283.1万円</u> 以下が対象
改正後	33万円+ <u>50万円</u> ×(国保加入者+特定同一世帯所属者の数)を超えない世帯 (例)3人世帯で1人だけ給与収入がある場合：年収 <u>190.7万円</u> 超 <u>287.1万円</u> 以下が対象

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国保の者

モデルケース (現行税率の場合)

3人世帯(40歳代夫婦、子)で、1人だけ給与収入286万円(給与所得182.2万円)がある場合

現行では、2割軽減の基準である、33万円+49万円×3人=180万円を超える所得金額となるため、軽減非該当世帯である。

改正後は、2割軽減の基準である、33万円+50万円×3人=183万円以内の所得金額となるため、2割軽減該当になる。

	《現行の軽減基準》	《改正後の軽減基準》	《差し引き》
【基礎課税分(医療給付費分)】			
所得割額 (1,822,000円-基礎控除330,000円)×8.0%=119,360円		119,360円	
均等割額 25,200円×3人=75,600円	→ 20,160円×3人=60,480円		
平等割額 28,800円	→ 23,040円		
合 計 (100円未満切捨て)	223,700円	202,800円	△20,900円
【後期高齢者支援金分】			
所得割額 (1,822,000円-基礎控除330,000円)×2.0%=29,840円		29,840円	
均等割額 7,200円×3人=21,600円	→ 5,760円×3人=17,280円		
合 計 (100円未満切捨て)	51,400円	47,100円	△4,300円
【介護納付金分】			
所得割額 (1,822,000円-基礎控除330,000円)×1.86%=27,751円		27,751円	
均等割額 12,960円×2人=25,920円	→ 10,360円×2人=20,720円		
合 計 (100円未満切捨て)	53,600円	48,400円	△5,200円
【国民健康保険税全体】	328,700円	298,300円	△30,400円

モデルケース (税率改定後の場合)

3人世帯(40歳代夫婦、子)で、1人だけ給与収入286万円(給与所得182.2万円)がある場合

現行では、2割軽減の基準である、33万円+49万円×3人=180万円を超える所得金額となるため、軽減非該当世帯である。

改正後は、2割軽減の基準である、33万円+50万円×3人=183万円以内の所得金額となるため、2割軽減該当になる。

	《現行の軽減基準》	《改正後の軽減基準》	《差し引き》
【基礎課税分(医療給付費分)】			
所得割額 (1,822,000円-基礎控除330,000円)×6.8%=101,456円		101,456円	
均等割額 24,600円×3人=73,800円	→ 19,680円×3人=59,040円		
平等割額 16,800円	→ 13,440円		
合 計 (100円未満切捨て)	192,000円	173,900円	△18,100円
【後期高齢者支援金分】			
所得割額 (1,822,000円-基礎控除330,000円)×2.5%=37,300円		29,840円	
均等割額 13,200円×3人=39,600円	→ 10,560円×3人=31,680円		
合 計 (100円未満切捨て)	76,900円	61,500円	△15,400円
【介護納付金分】			
所得割額 (1,822,000円-基礎控除330,000円)×2.5%=37,300円		37,300円	
均等割額 15,600円×2人=31,200円	→ 12,480円×2人=24,960円		
合 計 (100円未満切捨て)	68,500円	62,200円	△6,300円
【国民健康保険税全体】	337,400円	297,600円	△39,800円

4 法令上等の規定

地方税法

第 703 条の 5 (一部抜粋)

総所得金額及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

地方税法施行令 【現行】

第 56 条の 89 2 二 (一部抜粋)

イ 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 3 3 万円を超えない世帯 1 0 分の 7

ロ 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 3 3 万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 2 7 万円 を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 1 0 分の 5

↑
改正予定

ハ 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 3 3 万円に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に 4 9 万円 を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯 1 0 分の 2

↑
改正予定

前橋市国民健康保険税条例 【現行】

第12条 (一部抜粋)

次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

↑
改正予定

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

↑
改正予定